障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

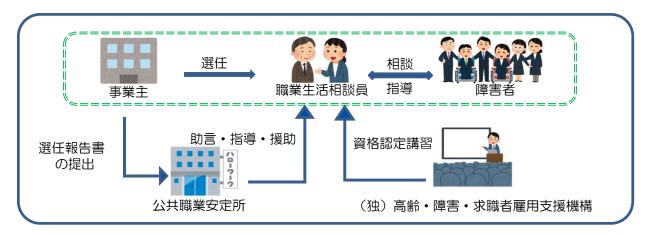
職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しよう とすることはもちろん必要ですが、採用後も障害者の職業生活の充実を図ることが大変重要です。 このため、法律(注)では事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談 員を選任し、その者に障害者の職業生活全般についての相談・指導を行わせなければならないと しています。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、民間企業等で障害者職業生活相談員とし て選任が予定されている方などに、その技術的事項を習得していただくため**「障害者職業生活相 談員資格認定講習」**を実施しています。

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律

国や地方公共団体等の公務部門を対象とした「公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習」は **各都道府県労働局**で実施しています。当機構が実施する講習には、公務部門に勤務する職員の方は 受講いただけませんのでご注意ください。

障害者職業生活相談員のしくみ



【受講対象者】

徳島支部では、障害者を3人以上雇 用する事業所で、障害者職業生活相談 員として選任が予定されている方、及 びこれに準ずる方を対象としています。

【受講費用】

受講料は無料です。受講者には、テ キスト、その他資料を無償で提供いた します。

※受講者以外へのテキスト配布はいたしかね ますが、テキスト全文は当機構ホームページ でごらんいただけます。

【申込方法】

当機構ホームページをご確認の上、徳 島支部(高齢・障害者業務課)へ、所 定の様式にてメールまたは郵送にてお 申込みください。

【講習日程】

(オンライン配信)

日時:令和7年9月2日(火)~4日(木) 3日間

※時間の詳細は別紙参照

【希望者のみ】グループワークの参加

令和7年11月6日(木)15:10~16:50

※インターネット環境等については、各自で確保願います。

申込期限:令和7年8月1日(金)

(集合形式)

日時:令和7年11月5日(水)~6日(木)

9:00~17:00(2日間)

場所:ポリテクセンター徳島

(〒770-0942徳島市昭和町8丁月27-20)

申込期限:令和7年9月30日(火)

※詳細については、徳島支部ホームページでご確認ください。

【お問合せ先】

徳島支部 高齢・障害者業務課 電話番号: 088-611-2388

Email:tokushima-kosyo@jeed.go.jp

独立行政法人

****らしく、はたらく、ともに**/**

高齡·障害·求職者雇用支援機構

	「障害有の権用の促進等に関する法律他们規則」より
1	「障害者職業生活相談員資格認定講習」を修了した方
2	職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る)を修了した者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
3	学校教育法による大学もしくは高等専門学校の卒業者又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
4	学校教育法による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む)または中等教育学校を卒業した者(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
5	その他の者で、3年以上障害者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
6	上記に掲げる者に準ずる者(※)

(※) 「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修(国の機関の職員に対する障害者の職場適応支援者養成事業)修了者を指します。

障害者職業生活相談員資格認定講習とは

【受講対象者】

障害者を5人以上雇用する事業所で、障害者職業生活相談員として選任が予定されている方、 及びこれに準ずる方

※法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所を優先して受け入れているため、申込状況によって受講のご希望に添えない場合がございます。受講者は、決定次第ご連絡を差し上げることとしておりますので、ご了承ください。

【講習時間】計10時間(複数日に分けて実施)【開催場所】全国(各都道府県支部が運営)

【受講費用】受講料無料(受講者にはテキスト、その他の資料を無償で提供します。)

【講習内容】①~⑭は講義が中心です。

① 総論 (障害者雇用の理念)	⑩ 労務管理
② 障害者の雇用の現状と課題	⑪ 人間関係管理と生活指導
③ 関係行政機関と障害者対策	⑫ カウンセリング
④ 障害者職業生活相談員	⑬ 職場適応の向上
⑤ 障害者の心理、障害特性	④ 障害別にみた雇用の実際
⑥ 医学的立場からみた障害者の雇用	⑤ [任意受講科目] ※任意受講科目の受講は
⑦ 採用、配置	・事業所見学 資格取得の要件ではありません。
⑧ 適職の選定、能力の開発、教育訓練	・支援機関見学 ※希望者を対象とし、い
⑨ 施設・設備の改善、作業環境の整備	・意見交換会 ずれかを実施

講習を受講するには

当機構ホームページをご確認の上、**各都道府県支部(高齢・障害者業務課及び高齢・障害者窓口 サービス課)**へ所定の様式にてお申込みください。

開催時期、申込期間などは各都道府県で異なります。直近の講習日程等は以下のページをご確認ください。

◆「障害者職業生活相談員資格認定講習について」 https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/koshu.html